

(陳受5第23号)

吉祥寺本町1丁目キャバレービル建設の見直しを求めることに関する陳情

受理年月日

令和5年8月30日

陳情者

陳情の要旨

令和5年8月10日(木)並びに11日(金)開催の「(仮称)吉祥寺本町孔明ビルANNEX計画」(武蔵野市吉祥寺本町一丁目2116番20)の説明会を踏まえて、子どもを持つ保護者のみならず、地域住民も不安と心配の声が増幅しています。

説明会当日、事業担当者より「事業主の日程がつかないため、説明会には欠席」との説明がありました。地域住民並びに関係者からの質問に対して、事業担当者は「知らない」「分からない」と納得できる答弁がありませんでした。

また、説明会では、武蔵野市の「開発基本計画に係る事業計画のお知らせ」にある「建築物の用途キャバレー」は、各フロアの床面積が法令基準を満たせず、実現できないと、事業者より説明がありました。公安委員会から得た許可も無効になることから、事業計画並びに手続を振出しに戻していただきたいと思います。

加えて、説明会では、「当初事業主は、良質な事業を目指して、8階建て物件を検討していた」と事業者より説明がありました。

「武蔵野市環境浄化に関する条例」に基づき、武蔵野市は、市民の安心安全のまちづくりの実現を目指すべき責務があると考え、武蔵野市に対し下記事項を求め、以下陳情いたします。

記

- 1 説明会を再度開催し、本事業施主である代表取締役が説明会に出席するように指導してください。

事業主としての地域への説明責任を果たすことを要望します。

- 2 事業者の建築用途変更に伴い、計画を白紙に戻して、事業変更を行うよう事業者に指導してください。
- 3 事業者が当初検討していた「良質な事業」の実現に向けて、武蔵野市は事業者とさらなる協議をし、地域住民が目指す環境浄化に資するまちづくりを実現してください。